

東大阪市立産業技術支援センター企業育成室入居者選定要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、東大阪市立産業技術支援センター条例（平成8年東大阪市条例第27号。）に規定する企業育成室の有効な活用が図られるために、その使用の可否を適正に審査するために必要な選定基準を定める。

(対象者)

第2条 企業育成室の使用を許可する者（以下「入居者」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 製造等の技術の研究若しくは開発を主たる事業として営んでいる中小企業者及び当該中小企業者になろうとする者
- (2) 製品の企画若しくは設計を主たる事業として営んでいる中小企業者及び当該中小企業者になろうとする者

(定義)

第3条 本要領における「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定するものをいう。

(入居者選定基準)

第4条 入居者の選定にあつては、次の各号に掲げる審査項目を基に総合的に審査を行うものとする。

一 製造等の技術の研究若しくは開発を主たる事業として営んでいる中小企業者及び当該中小企業者になろうとする者

- (1) 創業期にある者又は新分野開拓を現に行っている者若しくはこれから行おうとする者で、新製品等の研究及び開発と事業化に積極的な意欲を有し、企業育成室を使用することにより、その事業化が促進されること。

- (2) 事業計画が次に掲げるいずれにも該当するものであること。

- ① 計画内容が各種の法令、条例等の規定に抵触しないこと。
- ② 計画内容に新規性があり、その技術、アイデアに創造性、独創性があるとともに公序良俗に反しないものであること。
- ③ 事業化によって新規市場が開発または市場が拡大される可能性があること。
- ④ 事業化に要する費用、時間が適当であり、事業計画の実現性が高いこと。
- ⑤ 計画内容が企業育成室の構造及び設備上からみて問題のないこと。

- (3) 企業育成室使用料や自ら負担すべき光熱水費などを継続的に支払う能力があること。

二 製品の企画若しくは設計を主たる事業として営んでいる中小企業者及び当該中小企業者になろうとする者

- (1) 創業期にある者又は新分野開拓を現に行っている者若しくはこれから行おうとする者で、製品の企画若しくは設計と事業化に積極的な意欲を有し、企業育成室を使用することにより、その事業化が促進されること。
- (2) 事業計画が次に掲げるいずれにも該当するものであること。
 - ① 入居期間中の事業計画が具体的かつ、妥当な内容であり公序良俗に反しないものであること。
 - ② 東大阪市立産業技術支援センターの支援、設備を活用することで事業化が促進されること。
 - ③ 東大阪市内企業への波及効果があること。
- (3) 企業育成室使用料や自ら負担すべき光熱水費などを継続的に支払う能力があること。

(許可の更新)

第5条 許可の更新を行う際の基準については、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす中小企業者とする。

- (1) 前条第2号及び第3号の要件を充たしていること。
- (2) 当初の使用許可の条件を遵守していること。
- (3) 許可の更新が事業化の促進につながり、1年後の目標が明確であること。

(補 則)

第6条 この要領に定めるもののほか、入居者の選定にあたって必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成9年7月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。